

国民年金だより No.212

保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～ 国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなってしまう。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を満額に近づけるために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

追納に関する注意事項

- 1 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納めていない場合は、追納できません。
- 2 老齢基礎年金を受け取ることができる方は、追納できません。
- 3 免除等を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めていただきます。
- 4 追納するためには、申し込みが必要です。

令和9年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料額

年 度	追 納 額			
	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成28年度	16,850円	12,630円	8,420円	4,210円
平成29年度	17,070円	12,800円	8,530円	4,260円
平成30年度	16,900円	12,670円	8,450円	4,220円
令和元年度	16,950円	12,720円	8,470円	4,240円
令和2年度	17,070円	12,800円	8,530円	4,260円
令和3年度	17,110円	12,830円	8,550円	4,270円
令和4年度	16,990円	12,740円	8,490円	4,250円
令和5年度	16,770円	12,580円	8,380円	4,190円
令和6年度	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円
令和7年度	17,510円	13,130円	8,750円	4,380円

※令和5年度以前の保険料には、一定の加算額が含まれています。

追納のお申し込み、ご相談は、上記の問い合わせ先までお願いします。



広報ちの7月号 国民年金だよりの免除期間中に収める保険料の目安の項目において、一部誤記がありました。お詫び申し上げます。
「令和6年中の所得額」について、正しくは「令和7年中の所得額」となります。